

事 務 連 絡

平成27年10月14日

一般社団法人富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部管理課長

県発注工事における社会保険等未加入の下請業者に対する加入指導等について

本県では、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策として、今年度から社会保険等未加入の建設業者を入札に参加させないこととしています。

このたび、県発注工事における社会保険等未加入対策を強化するため、平成27年11月1日以降に契約（元請契約）する県発注工事において、社会保険等未加入の建設業許可を有する下請業者（以下「未加入下請業者」という。）が確認された場合、建設業許可担当所属へ通報し、未加入下請業者に対する加入指導等を行うこととしました。

つきましては、貴会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

なお、公告または指名通知の際に、別紙「県発注工事における社会保険等未加入の下請業者に対する加入指導等について」を入札情報サービスに掲載する等、案内を行うこととしております。

（事務担当）

入札・契約係